児童虐待と地域におけるソーシャルワーク
――オンタリオ州子ども家庭サービス法改正に関わるＣＡＳ活動の変容より――

鈴　木　庸　裕（学校福祉・生活指導）

問題の所在

近年，児童虐待について学校からの通告や情報提供が増加の一途にある。学齢期の子どもと接する機会が多く，学校の集団生活を通じた関係性や養育者との接点が日常的であるなど，これは当然といえる。しかし，同様に乳幼児期の保育・養育にあたる保育士や医療現場と比較して，学齢期では社会的援助システムの希薄さとともに，子どもの発達段階や自立要求の表出，そして問題の深刻さに対応する家族の養育能力の回復力において困難さが生じてくる。したがって今日の学校ソーシャルワーク研究において，児童虐待をめぐる学校教育との関係調整はさらに緊急度を増している。教育と福祉，医療，司法の分野をつなぐ子ども家庭支援にとって，学校教育では，方法技術のレベルで実践的な対応が迫られている。子どもの虐待防止は，司法関係やコミュニティケアの面で具体的な有効方策がとられねばならない典型的事例といえる。

本研究の目的は，こうした課題に対して，オンタリオ州Children's aid society of Metoloporitan Toronto（以下，ＣＡＳと略す）での調査研究をもとに，そこでの児童福祉・家庭福祉の推移のなかで，いかなるソーシャルワーカーの役割が必要なのか，そして学校ソーシャルワークの機能化に際しての論点を明確にすることにある。トロントにおいてもまだ多くの課題を抱えながらの取り組みであるが，これからの学校ソーシャルワークにおいて緊急性の高いテーマへいかに肉薄できるのか。その点について検討分析する。以下では，おもにＣＡＳの全体枠組みやソーシャルサービス担当者と学校・地域との関係を，リーガルサポート部門，インテーク部門，レジデンシャルグループホーム部門のパートに分けて考察する。

1　子どもソーシャルワークとリーガルサポート

(1)　子ども家庭サービス法の経緯とＣＡＳ

オンタリオ州における児童保護関連の法律成立は1888年で，当時は孤児・棄児を対象とし，孤児の保護と工場で働く子どもの保護（工場法）に起因する。欧米の歴史的推移と基本的には同じであるが，近年の状況は諸外国にはない独自性がある。略年表は表１のようになる。

＜表１　オンタリオ州の児童福祉法略年表＞

孤児法（1799年）
徒弟未成年法（1851年）
　孤児や棄児のための徒弟制度の提供
工場学校法（1874年）
　徒弟制に代わる養子縁組のはじまりと施設処遇
工場学校法（1884年）
　14歳以下の子どものための公的・私的責任のはじまり
児童保護法（1888年）
　施設や慈善団体の児童後見の許認可，里親制度のはじまり，困難を抱える家庭への慈善活動の増加
児童保護法（1893年）
　トロント中央児童保護協会が1891年に設立。J.J.Kelso やその仲間による多大な貢献により，1893年，正式発足。本協会に法的養育者の立場と特権が与えられた。
児童福祉法改正（1954年）
　ＣＡＳに監督責任を付与し，説明責任の体制を確立した。
児童福祉法（1957年）
　州の児童福祉所管長はＣＡＳに助言，示唆，スーパーバイズの権限を与え，同法執行の責任主体となる。
児童福祉法（1965年）
　保護サービスを含む，法的サービスに対するＣＡＳへの財政拠出
改正児童福祉法（1979年）
子ども家庭サービス法（1982年８月）
　コミュニティ・ソーシャルサービス省による子ども関連法規に関する協議報告

子ども家庭サービス法（1984年，1985年発効）
子ども家庭サービス法改正（1988年，1994年，1997年）
児童福祉改革（1999年）
子ども家庭サービス改正法(2000年)

初期はカトリックの教会関係者が慈善事業として子どもたちの里親や深夜徘徊する子どもの保護からはじまった。若干，オンタリオにおけるＣＡＳの発足の歴史にふれると，19世紀中盤当時，刑罰を犯した子どもへの公的社会サービスが児童福祉の主流であった中，年季徒弟制度や貧困，孤児，棄児といった子どもへの虐待防止のために，ケルソらが州政府から権限や財政支援を取り付け，法定後見人の立場と特権を取得した。その団体がトロント児童保護協会の発足にあたる[1]。1891年以降1912年にかけて急増する子どものへ対応として，州全体の関係機関がオンタリオ児童援助協会（ＯＡＣＡＳ）として，子ども・家庭と行政機関との保護連携，関係調整（橋渡し）にあたってきた。児童福祉法の遂行や児童虐待防止のソーシャルサポートを担いつつ，1984年に Child and Family Srevice Act（以下，ＣＦＳＡ）の成立やその後の対応に大きく貢献してきた。現在は図１のような組織機構を持ち，表２の「業務使命」のもと約400名のスタッフを擁する団体である[2]。

児童虐待の防止・保護について，1960年代に子どもを保護する権力（Crown Ward)が強すぎるため，親の親権が剥奪されているという問題が生じた。その動きは，1982年のカナダではじめてカナダ人としてどういった権利があるかという『権利と自由のカナダ憲章』をふまえたもので，1984年に子ども家庭サービス法（1985年11月19日発効）が成立した。それまで子ども家庭ソーシャルワーカーが実務を担ってきた事業を法律家が整備したために，どちらかというと法律的で非寛容的であったが，その時点では法曹界では優れたものであるという認識がなされた。

ところが幾度かの修正をふまえつつ1994年に大きな見直しがなされた。その背景はソーシャルワーカーの職務から見て不十分さがあったためである。例えば，この法律では身体的性的虐待を受けている子どもは守られているがネグレクトや無視されているような子どもは十分な保護の対象になりにくい現実があったからである。1970年代のソーシャルワーカーの役割は，まずは身体的虐待について実態を掘り起こしていく活動から出発し，その時点でネグレクトや養育無視といった子どもへのケアは希薄であった。その後の改正（2000年）の特徴は児童福祉改革（1999年）の一環として，初期介入，情報収集の方法改善や専門職の養成，モニタリング，判定評価基準やその記録ツール開発なども含め，「子どもの最前の利益」を焦点化するものとなっている[3]。

(2)　検死官の役割

この改革で着目すべきは検死官（coroner）の役割である。検死官らは監獄や病院などで亡くなった人，病気ではなく別の理由で死亡した場合の検死調査やそういった事件の再発防止のために調査する司法医である。1995年にこのポジションにいた人々が，ＣＡＳでサービスを受けている子どもの死亡事故を調査した。例えば親に殺された場合，どのように殺されたのか。里親先から親元に帰ったときに殺された場合，なぜ，どのようにという

＜図１　ＣＡＳの機構図＞

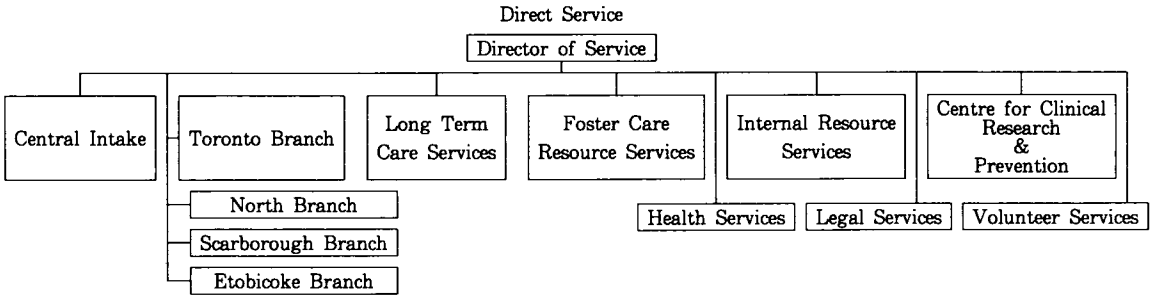

<表2　CASの「業務使命」CFSA第15条3項>

子ども家庭サービス法によって定めたれた権利を執行することが本協会の権限となっている。州法によって以下の責任が本協会に課せられている。
1．16歳以下の子ども，または本協会のケア及びスーパービジョンを受けている子どもの保護の必要性を決定するために，報告及び証言等を調査すること。
2．16歳以下の子ども，または本協会のケア及びスーパービジョンを受けている子どもを必要に応じて保護すること。
3．子どもを保護するために，または子どもの保護が必要になるような状況を避けるために，家族にガイダンス，カウンセリング及びその他の必要なサービスを施行すること。
4．子ども家庭サービス法によりケアを委託された子どもにケアを与えること。
5．子ども家庭サービス法によりスーパービジョンの指定を受けた子どもにスーパービジョンを与えること。
6．法の第7条により子どもに養子縁組を施行し，養父母に養子縁組に関する情報を与えること。
7．子ども家庭サービス法及び他の法律によった与えられた義務を遂行すること。

詳細な証拠調査である。1996年の報告では，20歳未満全体で3199名，検死官の関与した件数が855名，そのうち5歳以下は全体で1856名，関与した件数が401名で，この数字はCASが関与した数値から見ると8倍近くになる[4]。

検死官の事務所（Office of the Chief Coroner of Ontario）とCASとコニュニティーソーシャルサービス省（Ministry of Community Social Service，以下，MCSS）の3者が「チャイルド・モタニティ・タスクホース・プロジェクト」を編成し調査活動をおこない，CASが関与した子どもの死について調査をおこなった。州に54あるCASの情報をまとめ7つの実態カテゴリーに分類した。それが1997年のことであった。この調査資料を参考に，子どもを保護するシステムにおいていかなる課題や不備があり，どうして親が子どもを殺したり虐待する結果に至ったのか，その入念な調査がおこなわれた。そこでの焦点は，「地域としてできたことはなかったのか」，「地域の意識が低かったのではないか」，「法律的に十分でないところはなかったのか」，「ソーシャルワーカーの研修や養成・訓練で何かできることはなかったのか」，「教師や医者が気づいていたのにも関わらずどうしてCASに通告しなかった（できなかった）のか」など，400の条項のリコメンデーションを作成した。その結果，ソーシャルワーカーや教師，医者のトレーニングの現状から，政府の財政支出の検討までを含めて，ソーシャルワーカーが1日何時間働けばいいのかという根拠や，関係機関や地域の法律理解とCASへの通告手続きの方法，内容，そして関係機関の役割，裁判所の役割，審議の速度の問題などについて改善指針が提起された。

(3)　法律改正めぐる議論

この調査がはじまった当初，コミュニティーソーシャルサービス省の関係者は，「法律は改正しないでいく」と述べていた。しかし，調査過程で法律家らから法律の問題点が数多く指摘され，特別な事例の分析会議が各方面領域でなされ，改正論議がなされた。これを受けて，省関係者は法律を改正したが，全体の修正ではなく，メディアで報道されたような部分だけを改正し，あまり市民の目が届かないような部分は保留された。この法律は1998年10月の時点では通過しなかったが，1999年4月にほとんど議論もなく通過した。選挙が近いなど政治的な理由も考えられるが，CASの関係者はこの改正は十分な時間がなく，深めるには至っていないと判断している。一方で，「変わらないよりはまし」という見解もあり，消極的な改正であった。現在も「もっと深めることはできたのではないか」という見解がある。日本における児童虐待防止法の見直しにおいてこの経緯は注目すべきである。

(4)　いくつかの矛盾の中で

ところで，こうした法律改正作業の中でエンパワメントやアドボカシーに関する考え方の変化はどうであったのか。子どもの保護とはソーシャルワークの中でも特別な分野であり，法律的に制約のある仕事である。たとえば，ソーシャルワーカーにとって虐待の疑いがあるレベルに達していると法的に介入しなければならないという条項がある。しかし，その場合，ソーシャルワーカーは自分の仕事が失敗に終わってしまったという敗北感を味わうことがある。「失敗に終わってしまったので，法律や裁判所の助けを得て，自分で変えていけなかった部分を法律で変えるしかなかった」という

ような気分である。ただ，実際には心地よくないが，子どもの保護というのは医療と司法部分との緊張関係において，いい結果を引き出すことが最優先される。1984年の子ども家庭サービス法のその後の推移で明らかになったことは，いったん法廷に持ち込まれると，法律的な事項が子ども家庭の生活部分をそぎ落としてしまい，法律が全面に出てしまう点である。

その際，ＣＡＳの法律家は微妙な立場になりがちである。ＣＡＳを代表する弁護士でありそしてソーシャルワーカーの代表でもあるためである。ある子どもが危険な状態にある時，ソーシャルワーカーが「子どもが危険な状態だから保護したい」といって来た場合でも，それを裁判所送致にすると，裁判官は「十分な証拠がないことでは対応できない」，「親権を剥奪できない」といってくる。その際，法律から見るとこの子どもは危機的状況（at risk）ではないという判断になり，その結果をＣＡＳ事務所に持ち帰えるとソーシャルワーカーたちは法律や裁判所の側の問題点を挙げる。こうした板挟みになりＣＡＳ弁護士としてはつらい問題で多くある。

他方，実際的な背景を受け，法律に欠けているものがあるという結果が出たときは，「われわれの法律解釈が誤っていたのでなく，法律そのものの不備をあげて肩の荷を降ろしたい」という雰囲気が生じる。そもそも法律関係者からすれば十分な証拠がないものは扱わない傾向があり，ソーシャルワーカーにとっては子どもが殺された場合は自分の責任になることを恐れ，その心配から逆にどんどん個別介入してしまう結果が生まれてしまう。この２つの兆候が合わさって法廷に持ち込まれる事件が近年増加していると言われる。結局，法律で働く者にとって，自分が出した判決によって子どもが家に帰って殺されてしまったなど，この裁判官のせいで子どもが殺されたという報道をされたくない風潮があり，弁護士の側も判決をファミリーセンターでなくチャイルドセンターで保護するという立場で動かねばならないと強く押すため，判決自身もどんどん当事者に介入していくという，子ども中心で家族は横に置いておく判決が増えてきた。

ただ，この間変わってきたことは，法律の変化とともに他にも数多くある。ＣＡＳにどれだけ財政支援がつくのかというものから，ＣＡＳのスタッフへのトレーニングに関する法律修正，データをコンピューター化して，家族がある地域から別の地域に移動してもデータが残るようにすることや，「リスクアセスメント」の仕方の基準などが変化してきている。この変化は長期で見るとよいと思われ，明らかになったことは子どもの権利と親の権利のバランスがとれていなくてはならないという点である。2000年の改正は「子どもの権利」の側に力点がおかれたという点で一定の評価がある。一例として，12ヶ月の長期に渡ってある調査に関わり，死亡した子どもが関係するＣＡＳの子どもであったこともあり５ヶ月間，裁判所に通ってどうしてそんなことが起こったのかを子どもの側から再三説明したことにより，その結果，判決に変更があったというものがある。

しかし，そのためのソーシャルワーカーの負担は計り知れない。なによりも，どうしてそこまで子どもが虐待を受けるのか，新聞報道で取り上げられ，それを１つ１つほりさげて法廷で説明しないと政府がそれを理解しない点などもどかしさは決してなくなってはいない。

(5)　コンフィデンシャリティと報告義務

一番大切なことは，専門家の誰もが子どもを保護する義務があるということを堅持しなければならない点である。子どもは自分自身で自分を保護することはできない。これが基本的である。ところが，それができない最もネックになるのは，人のプライバシーについてどこまで介入できるのかという点である。家族のあることについて報告するときに，コンフィデンシャリティ（秘密保持）にいままで法律的焦点が当たりすぎており，学校や親の同意なしに外部に情報を漏らしてはいけないという法律や，医者は患者の許可なしに情報を漏らしてはいけないという法律が個別にある。その部分に焦点が当たっているために，子どもの保

護の分野についてはきわめて連携の障壁が大きい。「子どもに危険があると感じられた場合，他の法律はすべて忘れて行動しないといけない」と考える弁護士も少なくない。将来に向けて，子どもの危機にある場合，コンフィデンシャリティの法律を適切にかつ一定の分離性を持って実行していくことができるという条項が法律上明記される必要がある。

2000年度からの変更点として，報告の義務という点が大きく変わり，以前は曖昧であった部分つまり，他の法律のコンフィデンンシャリティは無視して，すべて子どもに危険性があり保護が必要であると感じられたときに，必ず報告しなければならず，それが感じられる（サスペクト・疑いがある）場合は，「確信」ではなく，「疑問」があるときも必ず報告書を作成稟議する。また，すでに報告済みであったとしても，そのケースに疑いが出たときには再度報告する義務が負わされた。ただ，「法律が変わること」イコール「システムが変わる」ということではない。システムの中で働いている者にとって，例えば50歳の弁護士は30年間，これまでのやり方を即座に変えるのは困難である。新たな養成・訓練の過程も新任研修・ロースクールなど，そこから新たにはじめていかなければならず時間が相当にかかる問題である。

(6)　学校機関との関係

学校の関与という面で，高校レベルでは子育て教育のコースを設置することが考えられる。そこでは，育児の基本をふまえ，どれだけのことをすると乳児が怪我をするのか，些細な力でけがをするといった親業についての教育である。学校における生徒向けの「ペアレントトレーニング」が高校で義務づけられた。しかし，情報も資料も高校にわたっているがおそらく実施面では十分さがある。教室で学習が積まれても体罰を通して育ってきた子どもたちにとって，彼ら彼女らは大人になって情報は持っていても体罰や虐待をしない保障はない。また教師や医者や看護婦という専門家であっても我が子を虐待することがある。報告の義務についての知識や怪我や症状から虐待の兆候を読み取る力不足に対して，学校や医学の教育においても虐待防止のカリキュラムをおくことが義務づけることが望ましい。ソーシャルワークの修士を取った人でも虐待防止について知らない人が多い。現在，１つパイロットプロジェクトとして，ソーシャルワーカーのなかで児童虐待のスペシャリスト養成のコースを設けて，大学で授業が開始されているところがある。

また，地域への視野として，小さくはじまるものの方が成功例が多い。大きなスケールよりもよい。トロントでもたくさんのところでフォーラムが行われており，警察，ＣＡＳと学校が一緒になってやっているものもある。これらは子ども家庭サービス法という法律があるからやっているのでなく，地域で必要性があるから実施しているという考え方で，結果そのことが新たに法律を創設したり改正したりする原動力となる。関係者による方策として，虐待による死亡事故があった場合，法廷で裁判官が子どもの虐待された写真を新聞に決心して乗せた場合，地域社会によく伝わり，ソーシャルアクションを起こしやすい。現実的にはこのような方法ではじめることが多い。直近の改正に関わって諮問機関が調査研究している間に，学校や医者からＣＡＳへの通告が15％増えた例がある。その際にＣＡＳが重点化してきたことは，学校や警察，病院，地域住民にとって，ある取り組みがその関係者の分野にとってどのようなよい影響がでているのかを議論し利点を明確にするシェアーリングを毎月のように進めてきた。

まずは，実際に動いてくれなくても相手に認めてもらうこと，地域に知ってもらうこと，別の分野とつながること，である。児童虐待で死亡事件があったとき，世間からソーシャルワーカーの失敗であると考えられる風潮に対して，そうではなく，地域全体の問題であると考えていく必要がある。例えば，イスラム教のコミュニティでは，子どもは親の所有物という捉え方があり，児童虐待の問題はタブー視されている。その地域教区のモスクのリーダーと議論するなど積極的な働きかけが功を奏した例もある。

2　子どもの虐待についてのインテークソーシャルワーカーの活動

(1)　ＣＡＳでのインテークの概要と特徴

次にインテーク部門から見る。インテークソーシャルワーカーは虐待通告があるときにその状態について調査をおこなう。現在，ＣＡＳでは54名のスタッフが担当し，１チーム９人で６チームなっている。その９人にプラス１名のスーパーバイザーがつく体制である。

この間の法律改正で直接的な影響を受けたのは「虐待認定スペクトラム」つまり「リスクアセスメントモデル」[5]である。州政府が児童虐待対応マニュアルとして設置した。これは1986年に「サービス開始要件」として作成されたものを，子ども家庭サービス法，コミュニティソーシャルサービス省（ＭＣＳＳ）の「子ども家庭サービス法の下での子ども虐待ケースに関するＣＡＳによる調査・運営基準改訂版」「ＯＡＣＡＳ認定基準」あるいはＣＡＳの専門機関，トロント大学関係者らによって長年の研究調査の蓄積によって作成された基準であり，子ども家庭サービス法でカテゴライズされたものである。その一部を表３として示した。

本書の構成は，虐待認定，安全性，リスクの３つの部分からなっている。目的はオンタリオ州全体の子どもたちにどう対応するのかという一貫性ができることを目指したものである。虐待認定（あつかうかどうかの資格）は，報告があったときに作るもので，95％が電話聞き取りによる報告で，その他に事務所への来訪やファックスでの通告，手紙によるものもある。主に電話対応で，もっとも多く通告や情報提供をしてくるのが学校の教師と校長である。科学的な手段として，それぞれの項目でのチェックでおこなう。この報告では身体的，心理的，性的等の虐待ごとの「セクション」と「項目」があり，その際いかなる保護が必要な

＜表３　サービス開始要件（1997年版）＞

サービス開始要件 ＊MCSS「子ども虐待基準」、「子ども虐待ケースに関する調査運営基準」が適用される		深刻さの度合い				
セクション	項目	きわめて深刻である	深刻である	介入ライン	あまり深刻ではない	深刻ではない
1．意図的な身体的・性的危害	1．身体的罰・マルトリートメント	A＊B＊C＊D＊E＊	FGHJ		KL	M
	2．残虐な扱い	A＊	B＊		C	D
	3．性的虐待	A＊B＊C＊	D＊E＊FG		HI	J
	4．危害の脅威	A	BC		D	E
2．怠慢・不注意による危害	1．監督不十分	A＊	B		C	D
	2．子どもの基本的ニーズに対するネグレクト	A＊	B		C	D
	3．子どもの身体的健康に対する養育者の対応	A＊B＊	C＊		D	E
	4．子どもの精神的，情緒的，発達上の問題に対する養育者の対応	A＊	B		C	D
	5．犯罪に及んだ12歳未満の子どもに対する養育者の対応	A	B		C	D
3．心理的危害	1．子どもの心理的危害もしくは心理的危害を受けるリスクに対する養育者の対応	A＊	BC		D	E
	2．大人同士の対立	A＊B＊C＊	DE		F	G
4．遺棄・分離	1．孤児・遺棄児となった子ども	AB	C		DE	F
	2．養育者と子どもとの間の衝突・子どもの行動	A	B		C	D
5．養育者の資質	1．養育者は虐待・ネグレクトを行った前歴がある	ABC	D		E	F
	2．養育者は子どもを保護することができない	AB	C		D	E
	3．問題のある養育者	A	B		C	D
	4．養育能力	A	B		C	D

セクション	項目	格付けのない選択肢
6．カウンセリングの要請		ABCDEF
7．養子縁組サービスの要請	1．養子縁組 2．養子縁組の情報開示	1ABCDEFGH 2ABCD
8．里親サービス		ABCDEF
9．ボランティアサービス		ABCD
10．協力の要請		ABCDEFGHIJ

のかが明記されている。例えば骨が折れたときには身体を見てセクション１「意図的な身体的・性的危害」の「１．身体的罰・マルトリートメント」の項目で，厳しい場合は「Ａ－極めて深刻である」になる。Ａ，Ｂ，Ｃは強度をしめし，「介入ライン」のところの右側では「法律的に介入しなくてもよい」となる。Ａ，Ｂ，Ｃに星印がある場合は「24時間以内に介入しないといけない」事項である。まず，第１にアセスメントとしておこなわれ，対象の子どもがソーシャルワーカーの仕事の範囲内かどうかを判断する。

業務において，年齢で見ると14～16歳くらいになると件数は少なく，子ども自身からの通告であってもインテークのアセスメントはこの基準に準拠する。インテークの判断において感性，情動，倫理観などに左右されるような判断については項目に組み込まれているが微妙である。現状ではＣＡＳのみのリストであるが，今後地域や警察など他の専門機関にもアセスメントブックとして広がる必要がある。しかし，形だけが導入されても問題であるため，さらに各分野の法的連携やものの見方，感じ方，考え方のすりあわせが必要になる。もっとも，しつけか虐待かの識別はその第一歩である。

では以下にいくつかのインテークの事例として日本でも困難さが見られるものを紹介する。子どもが親の虐待を話してくれない場合は，まずインテークソーシャルワーカーからの質問によって，聞き出していく。そのときエンパワメントを軸としたインテークの方法が重要となる。迷いながら通告があるとき，「キッズフォンライン」が24時間，別の機関で実施されているが，はじめは友だちの話などからはじまり本当は自分のことであったりする。虐待なのか，いじめなのか，嫌がらせなのか，暴力なのか，その言葉を聞き取りながら整理していく。その対話から現状の把握を双方におこなっていく。表３においてこれは１つのセクションにのみあてはまるのではなく，複数のセクション・項目の併用がなされる。

日本では意識されにくい例として「セクション２」を中心に見てみる。車いすが必要であるにもかかわらず歩く練習だとして使用させない場合は「セクション２」の３番となる。耳が聞こえないのに補聴器を買い与えない場合はそのセクションの４番となる。この３番のもっとも厳しいケース（Ａ）は，腎臓病などで血液循環をしないといけないのに養育者がそれを怠っている場合などがあげられる。逆に「あまり深刻ではない」側のものとして，虫歯があるのに処置しないで，歯医者から電話が入るときもある。「セクション２」の５番の場合は，12歳未満の子が殺人，放火，強姦などをしたとき，罰則よりもケアが必要であるとしてＣＡＳのインテークに持ち込まれることが多い。また，「セクション３」の心理的危害の１つ目の例としては，「子どもが悩んでいるのに親がそれに対応しないとき」，「夫婦げんかが多いとき」という理由でＣＡＳに応援要請がある。

また，「セクション４」では，保護していない場合，ドラッグなどで養育できない場合，親自身の心身的状況で養育ケアできない場合，親が犯罪者であったり虐待経験があり行動に変容のない親の場合，「深刻」（Ａ，Ｂ）となる。その場合，Ｃは虐待者がきょうだいであったり，Ｄ，Ｅは虐待経験があるものの自己治療をしてもらったものとなる。親に犯罪歴があると虐待していなくてもＡのランクがつく場合がある。

(2)　学校との関係

受理件数は学校，近隣，他の社会福祉機関の順になっている。学校側には通告の義務があり，氏名や年齢，状況を即座に連絡する義務が課せられている。その際，ＣＡＳから学校に返答の報告をする義務はない。

学校などの間接的な通告では，一番最初に，今その子どもは安全かどうかを確認する。ニーズによっては他の機関にリファーすることで役割が終わる。「ベルトで殴ることでしかしつけを知らない親」といった場合は，地域の子育て支援の専門家に協力を求め，親教育をしてもらう。日本でのインテークは調査に及ぶよりも本当に聞くだけになっており，できないものは受け取れない姿勢が強い。学校へのエンパワメント的アドバイスの方

法としては，特殊なものはないが学校側に人的資源，つまり学校ソーシャルワーカーがいるのでそこに委託する。分業体制があるとはいえ，学校の内部で処理してしまおうとする悪しき対応はカナダでも同様であり，教育と福祉，司法との縦割り体制は苦慮している事柄である。

その中で，そもそもＣＡＳが情報を持っていても学校に返していけない理由は，家庭の許可がないと情報を他に出せないためである。ＣＡＳから学校に情報を提供できないという関係があり，制度的ならず法律的に学校と一緒に動くことはできない。些細なことかもしれないが，ＣＡＳのソーシャルワーカーが体罰の厳しい家族を訪問すると，その親自身も幼いときに体罰を受けていたということがわかったとする。たとえそういった情報も学校に伝えてはいけない。この点は日本ではもっぱらお咎めなしになっている。

しかし，逆に知っていた方がよかったという例も多い。ＣＡＳから学校に情報提供した方が，学校の力を使ったり，学校の子どもやＰＴＡに参加を求めることもできる。家庭状況をつかんでいる学校が虐待の事実をつかんでいると，新たな解決方法が生み出される。ある貧困層のアパートで14歳の少女と知的障害のある18歳のきょうだいが親から殺害にあった。兄の方は障害等の理由で行政とつながりがあったが，この妹も学校へ汚い服装できたり，休みがちであったり，集金が滞ったり，学校では養育の不自然さに気づいていたが，具体的な情報があれば殺人に巻き込まれることはなかったかもしれない。母親は麻薬取引の常習者だったが，そのことを学校は知らなかった。こうした事例への早期対応は必ずあったはずである。

なお，この「サービス開始要件」(「リスクアセスメントリスト」) は客観的な指標であり現場で働く者にとっては「さめたもの」かもしれない。

3　レジデンシャル・グループホームの立場から

(1)　短期入所アセスメントの現場

短期入所アセスメント施設とは，様々な虐待を受けてきた子どもの審査の間，子どもがこれからどのような方向に向かうか，その将来プランをつくるところである。７名の常勤スタッフがおり，定員は最高で６－７人，平均２－３ヶ月間の処遇となっている。

まず，入所からの流れとして，ＣＡＳのインテーク，あるいは夜間対応インテーク機関（ＣＡＳインテークが平日の９時－５時なためそれ以外の夜に起こったものはここで対応している）からのリファーである。何か問題が起こりリファーがきた時点で施設から出向いていき聞き取り現地調査をおこない，一時保護が必要と認められたとき，あるいは情報が不明なときも保護してくる。深刻な場合には１時間以内に対処する。次に，ここに来てアセスメントをし，心理学，精神医学，教育，生育歴，犯罪歴，これまでにも通告等が合ったのか，行動観察，病理医学，性的なことなど証拠集めをする。施設処遇という性格上，入所の50％が地域から直接で，残りは里親家庭やグループホーム，精神病関係施設などで，子どもが乱暴，逸脱傾向になって対応できないときなどである。再入所の場合は再度のアセスメントやクールダウン，ケアマネジメントがおこなわれ，初めての時は，この施設での生活のアドバイスがなされる。入所時点では，その子どもや家族についてもっともよくわかっているインテークワーカーにつれてきてもらう。本人にとっての権利と義務に関する書面を読ませサインを得る。読めない子どもには適切に理解と承認を促す。そのときもいろいろなカウンセリングや質問を通じて情報を集める。また，親が連れて来所があったときは，親にも同様の手続きがおこなわれる。その後，オリエンテーションのプロセスが開始され，ここでの生活のあり方や目的，規則などについて書面で説明がある。そのことは１週間後に再度復習がなされる。翌日くらいからプライマリーワーカーが付き添い，子どものニーズ提供やアセスメントのアレンジ，将来のプランに寄与する役割をおこなう。この流れは一般的なものであり，子どもの状況や家族の状況によってケースバイケースなため柔軟性を持って

対応している。オリエンテーションの際，いかなるアセスメントを誰がおこなうかまで決め，ここでは，他の機関が本児に関わっている場合，例えばそこの担当職員，学校教員，警察などつながりのある担当者すべてに集まってもらう。「チーム会議」の招集である。そのとき，そこに参加できなかった人がいたとき，その人物と誰がコンタクト取り情報を得るのかなどその担当を決める。この会議ではいかなる情報を集めねばならないのか，何をしなければならないのかが確認され，６週間くらい後に，それぞれが調査奔走したアセスメント結果を出しあい，将来のプラン＝ケアマネジメントを策定する。

ここでいう将来のプランには２通りのものがあり，具体的なサポートワーカー（付き添い・監督にあたる人物）を付けて家に帰す場合，もう１つは将来，家に帰る前にロングタームケアがいる場合である。後者は，親がいなかったり帰れない状態がある場合で，その後者もさらに２つに分かれ，ＣＡＳのケアがいる場合と別の機関の責任で保護機関に入る場合がある。本人，親，プライマリーワーカー，施設長，リーファーリングファミリーワーカー（ここにくる前から虐待があり，ＣＡＳの他の部署から付き添ってくる人）がこれらの中核にいる。ＣＡＳが一貫して子ども家庭のケア全体の領域を持っているからこそ可能な活動である。アセスメントの会議や措置決定会議にこれらの関係者はどちらにでも出席する。多くの場合，アセスメント会議が１ヶ月から６週間程度継続され，長期ケア計画が策定される。困難事例の場合はその倍になることがある。スタッフの関わり方や手続きは以上であるが，なによりも子どもたちの安心安全な生活を送るための工夫や関わりがこの施設での中心課題である。

(2)　学校・地域への働きかけ

学校との関わりにおいてまず着目すべきはここから学校に戻るときのことである。12歳から16歳あるいはもっと幼い子どもにとって，幼稚園，小中学校に行くときはＴＴＣ（トロント市交通局）で通学しているが，通学途中に問題があればこの施設から直接送迎することもある。入所者の半数は通常学校での生活ができない場合が多く，ＣＡＳが別の学習生活機関(隔離機関)で情緒面や学習面でのサポートをおこなっている。学校の友だちがいるときや親類がいるときはここに訪問してもらうことを進めている。外出できるものもあればハイリスクで外出や通学できない子どももいるが，ただ入所するのではなく社会参加や外部とのつながりを育てる試行機関でもある。学校と子どもの福祉をつなぐには，学校との関係がこじれたり，うまくいったりしながらも，いかに子どもの復帰のために学校や地域資源を活用していくのか。そのコーディネートの役割が期待されている。ここに来ている子はなかなかノーマルには生活できないが，人権としての基本的な生活・社会経験ができ，さらには家族との再統合や家族とのスムースなつながりを目的として，あるいは新たな施設にはいるためのトランジションの場所になっている。

このレジデンスは市街の住宅地の一軒家にあり，誰の目からみても地域と一体化している。施設に閉じこめてしわまないための工夫とともに「地域の中で子どもが育つ」考え方が貫かれ，インケアの限界を越えるものになっている。精神的情緒的な問題があれば地域環境の中でケアをする。こういった取り組みは，子どもを「監獄」に送らないためのみならず，できるだけ地域で子どもを見ていこうする努力である。地域をベースにして育てていこうとすることが子どもの対人関係や自尊感情，エンパワメント，コーピングスキルの向上となる。

施設長によると，ソーシャルサービスで施設に入るとそこから戻るときに，生活スキルや成長自立が弱められたりゆがめられることがこの数十年の経験から明らかになってきたという。また，できるだけ地域ベースで感情的，身体的，社会的な成長を図ることは，施設主義によってソーシャルワークの責任を施設が追うことになり，その当事者が自分で克服自立していけるようなすすめ方が損なわれてしまう。機関や大人の介入が少なければ少ないほど子どもにとって健康的であるという考え方がある。子ども本人も自分の成長に責任を

持つことが大切であり，家族もそれを支える責任があり，地域もその子が地域にいることによる責任が発生する。そのことをどこかが奪ったり外から取り上げてしまわないように，家族・地域・施設の3者が力を出し合って成長発展していく。30－40年前は80人の子どもがトロントの外の施設で育てられ隔離状態にあった。まさにその反省である。

最後にレジデンシャルとコミュニティ支援という視点から述べておく。地域のサポートをどうつくりだすのか。これは日本の児童養護施設が抱える問題でもあるが，地域の子どもと施設の子どもが一緒に育つシステムづくりといえる。この地域に子どものレジデンス・グループホームがあることで，虐待に対する地域の理解が高まることがある。いろいろな家庭があり困難を抱えた様々な子どもがいることを正しくつかんでおく必要がある。近隣の住民や商店，ＴＴＣの運転手もこのレジデンスがあることを熟知しており，このホームに救急車やポリスカーがくるので，地域の人も理解しており，電話番号もよく知っており，また，地域とスタッフとの会話ができたり，学校もその存在を知っていることにより，レジデンス職員との交流によって，学校でのいじめや対応困難児童への指導援助方法が習得できる利点が多い。

小　活

学校との連携や相互理解において，施設はその専門性ゆえに特別なプランをつくることができ，学校で問題を起こしたときに出向き，教師と一緒に1時間くらい同行支援する（教師のスキルアップになりある種類の授業だけや半日だけ通学する方法もとられ，学校生活が楽しく送れるようなアプローチを数多く用意しすぐに対応できるようになる）など，連絡を取り合いながら相互に学び合うことができる。この姿は，学校と施設の間の中間組織・つなぎ組織の形態となる可能性がある。日本での児童養護施設や児童相談所一時保護のあり方のみならず，それらと地域資源の開発と学校・地域との連携に関わるプログラム開発に大きく寄与すると考えられる。

追記：本研究は2002年度科研費基盤Ｃ－２（課題番号20767）の成果の一部である。

＜注＞

(1) 科研費海外出張による現地の専門職からの聞き取り調査と研究協議による。

(2) 鈴木庸裕「学校福祉における学校と地域の共同化」『福島大学教育学論集（教育・心理部門）』77号，1999年，p. 80参照。

(3) 保護のニーズを持つ子どもの早期発見とその根拠，不適切な子育ての証拠提示，報告の義務徹底，情報入手の改善，社会的後見のための環境整備，法的後見への手続き，調査方法の改善などが改正された。

(4) ＯＡＣＡＳ，Office of the chief coroner of ontario, Journal: Ontario child mortality task force-final repot, 1997.

(5) Ontario Child Welfare Eligibility Speutrum, MCCC. 1997. p. 4（表の掲載においては日本子ども家庭総合研究所，『海外の子ども虐待リスク・アセスメント・モデル』1997年，p. 3を活用した。）

（2003年4月16日受理）

Child and Family Service Act and the community Social Work for the Child Abuse

Nobuhiro SUZUKI

This paper is the curent situations and problems in child abuse the reletionships between child welfare and school professionals. And is suvey respondings to the changes in the educational policies, tha laws(such as Child and Family Service Act), and the community.